

## 軽油引取税の課税免除の特例措置の継続を求める意見書

昭和31年に創設された軽油引取税は、平成21年の地方税法改正により道路特定財源の目的税から普通税へ変更された際、平成24年3月31日まで課税免除の特例措置が認められたが、各界からの強い要請により、平成27年3月31日までの延長措置が認められたところである。

この課税免除の特例措置は、本県の農林水産業における作業用機械や漁船、砕石場内の重機、公共交通を支える鉄道や船舶等にも活用されるなど、本県の幅広い産業の経営安定、収益向上に貢献してきたところである。

また、本県経済の状況を見ても、アベノミクスの効果があらわれつつあるものの、地域経済においてはまだまだ本格的な回復とまでは至っておらず、重ねて、昨今の燃油価格の高騰や電力料金の上昇等もあり、農林漁業者や中小企業・小規模事業者等の業況は非常に厳しい状況である。

このような中、軽油引取税の課税免除の特例措置までが終了することになれば、課税免除対象者への影響は多大なものとなる。

よって、国におかれては、今年度末までとなっている軽油引取税の課税免除の特例措置を継続されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月6日

熊本県議会議長 前川 收

|        |       |
|--------|-------|
| 衆議院議長  | 伊吹文明様 |
| 参議院議長  | 山崎正昭様 |
| 内閣総理大臣 | 安倍晋三様 |
| 総務大臣   | 高市早苗様 |
| 財務大臣   | 麻生太郎様 |
| 農林水産大臣 | 西川公也様 |
| 経済産業大臣 | 小渕優子様 |
| 国土交通大臣 | 太田昭宏様 |